

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、輸入禁制品に関する申立て等について専門委員に対し意見を求めるための手続に係る規定の整備等を行うほか、コモロ等の特別特惠受益国への指定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。